

産業標準案の作成及び審議について

産業標準案（以下、JIS 案という。）につきまして、所定の作成審議経過を経て、下記のとおり作成しましたので、当会産業標準作成委員会規程に基づき審議をお願いいたします。JIS 案につきましては、産業標準案作成経過報告書のとおり“JIS 案の必要要件”を満たしていること事務局が判断したことから、産業標準作成委員会にお諮りするものです。

また、委員会において議決された場合には、産業標準化法第 14 条第 1 項（又は第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項）の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、JIS 案及び産業標準案作成経過報告書の体裁、様式、字句の修正等に関する軽微な内容につきましては、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

記

・ JIS 案

規格番号	規格名称	制定等の別	資料番号
C61882	ハザード及び運用性の検討（HAZOP スタディー）－適用の指針	制定	資料 5
X22989	情報技術－人工知能－人工知能の概念及び用語	制定	資料 6
C5750-3-4	総合信頼性マネジメント－第 3-4 部：適用の指針－総合信頼性要求事項の仕様	改正	資料 7
X0129-1	ソフトウェア製品の品質－第 1 部：品質モデル	廃止	資料 8
X5721	開放型システム間相互接続－ファイルの転送、アクセス及び管理（F T A M）－第 1 部 通則	廃止	資料 9
X5722	開放型システム間相互接続－ファイルの転送、アクセス及び管理（F T A M）－第 2 部 仮想ファイルストア定義	廃止	資料 10
X5723	開放型システム間相互接続－ファイルの転送、アクセス及び管理（F T A M）－第 3 部 ファイルサービス定義	廃止	資料 11
X5724	開放型システム間相互接続－ファイルの転送、アクセス及び管理（F T A M）－第 4 部 ファイルプロトコル仕様	廃止	資料 12

以上